

## 指定保安検査機関である弊社が経済産業省より行政指導(嚴重注意)を受けた件について

経済産業大臣指定の指定保安検査機関である弊社が、保安検査の一部である液化石油ガス残ガス回収用貯槽の開放検査周期を誤認し、保安検査基準で規定される期限内に同開放検査を実施していないにもかかわらず保安検査証を交付していたことについて、2020年3月24日付で、経済産業省産業保安グループ高圧ガス保安室より嚴重注意を受けました。本件について原因究明を行い、再発防止策を策定し同年3月26日に同室に提出し、受理いただきました。

再びこのような不適切な検査をすることの無いよう、社員一同細心の注意を払って業務を遂行してまいる所存でございます。

ご迷惑とご心配をおかけしましたこととお詫び申し上げます。

2020年3月26日

株式会社 ガス 検

代表取締役社長 村本晃一